

愛知県国家戦略特別区域農業保証制度 事業計画書

年 月 日

〔申込人〕

住所又は

法人所在地

〇〇県〇〇市〇丁目〇番地

会社名

〇〇〇〇株式会社

氏名又は

代表者名

代表取締役 〇〇 〇〇 印

1. 事業内容

(農業) 既存事業 ・新規事業 ※いずれかを選択	
・トマト栽培、きゅうり栽培（ビニールハウス） 無農薬かつ有機肥料による栽培を行い、安全・高品質の農作物として消費者から高い評価を得ている。 今後、レストラン経営の開始により需要が増加するため、トマト栽培用のビニールハウスを増築する予定。	
(商工業) 既存事業・ 新規事業 ※いずれかを選択	
・レストラン経営 自社栽培の農作物と近隣農家・畜産業者から仕入れた食材を活用し、地元の食材にこだわった料理が提供できるレストランを開店予定。近隣の温泉地に訪れる観光客の取り込みを目指す。	
事業地の住所 (開始予定地の住所)	(農業) 愛知県常滑市〇〇町〇丁目〇番地（トマト栽培） ※1 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地（きゅうり栽培） (商工業) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

① 農業の事業内容

農業開始 (予定) 年月	平成〇〇年〇〇月	経営耕地面積 ※2	80 (a) h a	農業に従事 する者の人数	5 名
農業部門 の売上構成 ※3	作物・種類	作付面積 (a/ha) 飼育頭羽数 (頭羽)	生産量 (t) 出荷頭羽数 (頭羽)	年間売上高 (千円)	
	トマト	50a	50 t	20,000	
	きゅうり	30a	40 t	12,000	

② 商工業の事業内容

商工業開始 (予定) 年月	平成〇〇年〇〇月	商工業に従事 する者の人数	5 名	
商工業部門 の売上構成 ※3	取扱品目・サービス	主な販売、受注先	主な仕入、外注先	年間売上高 (千円)
	レストラン	一般顧客	近隣の農家・畜産業者	10,000

※1 この住所が愛知県国家戦略特別区域の区域計画内になければ、本保証制度の対象になりません。

※2 経営耕地とは、農業者が農作物の栽培を目的として所有又は借入している耕地のことをいいます。畜産農業を営んでいる方は、施設全体の面積を記入してください。農業サービス業・園芸サービス業は除きます。

※3 開始予定の場合は計画値を記入してください。

2. 資金使途※

区域計画内の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業	肥料購入資金 (トマト栽培)	750	5%
	ビニールハウス増築資金 (トマト栽培)	4,500	30%
商工業	賃貸借物件改装資金 (レストラン)	6,000	40%
	厨房機器・備品購入資金	2,700	18%
	広告宣伝費	300	2%
区域計画内の事業資金 合計 (①)		14,250	95%
区域計画外の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業	肥料購入資金 (きゅうり栽培)	750	5%
商工業			
区域計画外の事業資金 合計 (②)		750	5%
総合計 (①+②)		15,000	100%

※商工業とともに営む農業の実施に必要な資金であることが必要です。

※資金使途には愛知県国家戦略特別区域の区域計画内で営む農業に係る資金が含まれていなければなりません。

※区域計画内・外及び農業・商工業に係る資金が混在したもので区別できない場合には、当該資金を区域計画内・外の農業・商工業毎の売上高、販売数量等の指標によって按分する方法等により、それぞれの必要資金を算出の上、記入してください。

3. 資金調達計画

調達方法 (借入の場合は借入先)	資金種別 (運転・設備)	金額 (千円)	調達時期	備考 (担保設定等)
〇〇銀行 (本件)	運転・設備	10,000	H28. 11	
自己資金	運転・設備	5,000	H28. 11	
合 計		15,000		

直近決算（申告）の実績をご記入ください。

翌期決算（申告）の予想数値をご記入ください。

4. 収支計画

(単位：千円)

	／ ～ ／ (直近決算 (申告) 実績)			／ ～ ／ (翌期予想)		
	全体	商工業部門	農業部門	全体	商工業部門	農業部門
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販管費						
営業利益						
営業外収入		/			/	
営業外支出						
(うち支払利息割引料)	()			()		
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等						
税引後当期利益						

5. 備考

事業計画に関する補足説明がありましたら、ご記入ください。

6. 添付資料 (要綱第4条第1項に示す融資対象資格を満たすことが確認できる書類)

- ・「商工業を営むこと」を確認できる書類事例
 商業登記簿謄本（登記事項証明書）（法人の場合：目的欄に商工業および農業を営む旨の記載があることが必要）、税務署に提出する開業届（個人の場合）、事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、売買契約書または賃貸借契約書、発注書等
- ・「特区の区域計画内で農業を営むこと」を確認できる書類事例
 特区の区域計画内の農地の不動産謄本（登記事項証明書）、特区内の区域計画内の農地の賃貸借契約書、農業所得の確定申告書等

書類事例を参考に、商工業及び特区の区域計画内で農業を営むことが確認できる書類を添付すること。